

ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又はしょうゆが充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令の一
部を改正する省令新旧対照条文
(傍線部分は改正部分)
ポリエチレンテレフタレート製の容器であつて、飲料又はしょうゆが充てんされたものの表示の標準となるべき事項を定める省令(平成五
年大蔵省、農林水産省、通商産業省令第一号)

改正後	改正前
<p>(表示事項)</p> <p>第一条 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「法」という。)</p> <p>(第二十四条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項は、ポリエチレンテレフタレート製の容器(内容積が百五十ミリリットル以上のものに限る。以下単に「容器」という。)であつて、飲料(酒類を含む。以下同じ。))又はしょうゆが充てんされたものについて、当該容器の材質に関する事項とする。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第二条 法第二十四条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、容器を製造する事業者及び容器に飲料又はしょうゆを充てんする事業者並びに飲料又はしょうゆが充てんされた容器であつて、自ら輸入したものを販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 別表の上欄の指定表示製品の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の底部又は側部に、一箇所以上、刻印</p>	<p>(表示事項)</p> <p>第一条 再生資源の利用の促進に関する法律(以下「法」という。)</p> <p>第十六条の主務省令で定める同条第一号に掲げる事項は、ポリエチレンテレフタレート製の容器(内容積が百五十ミリリットル以上のものに限る。以下単に「容器」という。)であつて、飲料(酒類を含む。以下同じ。))又はしょうゆが充てんされたものについて、当該容器の材質に関する事項とする。</p> <p>(遵守事項)</p> <p>第二条 法第十六条の主務省令で定める同条第二号に掲げる事項は、容器を製造する事業者及び容器に飲料又はしょうゆを充てんする事業者並びに飲料又はしょうゆが充てんされた容器であつて、自ら輸入したものを販売する事業者について、次の各号に掲げる事項とする。</p> <p>一 別表の上欄の第二種指定製品の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に定める様式に基づき、容器の底部又は側部に、一箇所以上、刻</p>

し、かつ、容器の側部に、一箇所以上、印刷し、又はラベルをは
ることにより、表示をすること。ただし、飲料又はしょうゆが充
てんされた容器であつて、自ら輸入したものを販売する事業者に
ついては刻印による表示を要しない。

二・三 (略)

別表(第二条関係)

指定表示製品の区分	(略)
(略)	(略)

印し、かつ、容器の側部に、一箇所以上、印刷し、又はラベルを
はることにより、表示をすること。ただし、飲料又はしょうゆが
充てんされた容器であつて、自ら輸入したものを販売する事業者
については刻印による表示を要しない。

二・三 (略)

別表(第二条関係)

第二種指定製品の区分	(略)
(略)	(略)